主 文 本件抗告を棄却する。 理 中

本件抗告の趣意は、抗告人Aの抗告申立書記載の通りであるから、茲に之を引用する。

よつて刑事訴訟法第四百二十六条第一項に則り本件抗告を棄却することとし、主 文の通り決定する。

(裁判長裁判官 高城運七 裁判官 赤間鎮雄 裁判官 柳沢節夫)